

## 個人情報保護委員会（第246回）議事概要

- 1 日時：令和5年6月28日（水）14：40～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、  
加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、  
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、  
吉屋参事官、栗原参事官、香月参事官、小嶋参事官、  
片岡参事官、石田参事官

### 4 議事の概要

#### （1）議題1：第59回アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラム結果報告について

事務局から、資料に基づき報告を行った。

中湊専門委員から「私は今回で APPA フォーラムには6回目の参加となったが、対面では初めての参加となった。まず、『犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について』の概要報告を行った。発表後に参加メンバーから今後の検討の参考にしたいとの発言が寄せられ、大変多くの関心が示された。また、信頼性のある個人データの越境移転について報告を行った。この報告で、当委員会における DFFT 推進のための様々な取組、あるいは国際的なイニシアティブについて改めて発信することができた。大変有意義であったと思う。この発表の機会に、G7DPA ラウンドテーブル会合への参加を関係国際機関に呼びかけ、実際に御参加いただけることとなり、先週開催された G7DPA ラウンドテーブル会合の充実につながったと伺っている。この点でも APPA フォーラムの機会を有効に活用できたと考えている。今回のフォーラムでは、これまでオンライン上で接点のあった各国のプライバシー機関の主要メンバーと初めて対面で会話をすることにより、オンラインよりも深い議論ができた。引き続き、APPA フォーラムにおいて当委員会の取組を積極的に発信し、同フォーラムにおけるプレゼンスの向上に貢献していきたいと思う」旨の発言があった。

#### （2）議題2：第3回 G7 データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合の結果報告について

事務局から、資料に基づき報告を行った。

大島委員から「G7 データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合に私も参加させていただいた。事務局からの報告と重なる部分もあるが、議論の流れ等についてお話させていただきたい。まず、参加各国から、DFFT の実現について意欲的な発言が多数寄せられた。DFFT の実現のためには、異なる法制度や国際枠組みが共存し、複数の移転ツールを創出する必要性な

どを主張したところ、各国から賛同が得られた。今回のラウンドテーブルに向けて、G7 各国と当委員会の間で交渉を重ねた結果、コミュニケ、行動計画、生成 AI に関する声明としてまとめることができた。これらの中で、行動計画では、グローバル CBPR と欧州の認証の比較検討など、具体的なアクションを盛り込むことができた。また、情報共有を促進するため、G7 間のコンタクトリストや RFI (情報提供依頼書) フォームを採択することができ、執行協力の強化に向けた目に見える成果をあげることができたと感じている。極めて新しい課題としての生成 AI とプライバシーの問題については、当委員会の取組を紹介するとともに、今後とも議論が必要であることを確認した。生成 AI の開発者等は、『プライバシー・バイ・デザイン』の考えに基づき、生成 AI の設計や運用等の段階でプライバシーを組み込むべきであること、データ最小化などの国際的に遵守されているデータ保護・プライバシーの主要原則を遵守すべきであることなど、G7 として世界に向けて共通のメッセージとして『生成 AI に関する声明』を発出することができた。データ保護・プライバシーに関するグローバルな課題について、G7 データ保護・プライバシー機関のコミッショナーと直接、率直な意見交換ができた。こうした交流は極めて有意義であったと感じている。引き続き、当委員会として、「G7 データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合における議論を主導していきたい」旨の発言があった。

丹野委員長から「今回、G7 ラウンドテーブルの開催については、当委員会が一丸となって取組を行ったことにより、日本のプレゼンスを高めるとともに、G7 各国との協力関係を一層深めることができたと思う。特に、今回のラウンドテーブル会合では、昨年までの経緯をまとめつつ、各国のコミッショナーとの間で、非常に率直な議論を行うことができた。内容については、大島委員から御発言があったとおりだが、とりわけ、G7 各国のデータ保護・プライバシー機関が協力して取り組むことについて、初めての行動計画をまとめることができた。また、生成 AI とプライバシーの問題は、G7 各国のデータ保護・プライバシー機関にとって現下の最重要の課題の一つであるが、当委員会から、G7 各国のデータ保護・プライバシー機関共通のメッセージとして、生成 AI に関する声明を発出することを提案し、各国と合意するに至ったものである。これらは、日本がホストをした今回のラウンドテーブルならではの誇るべき成果の一例ではないかと思っている。このラウンドテーブルは、第 1 回が英国 ICO のホストに始まり、第 2 回が昨年 9 月にドイツ BfDI のホストによりボンで開催され、どちらも私自身が参加した。この度、第 3 回を東京で開催し、来年のイタリア Garante に引き継ぐ運びとなったことは、感慨深いものがある。今後とも、G7 各国のデータ保護・プライバシー機関同士の繋がりをより深め、データ保護・プライバシー機関の立場から、社会における信頼の醸成に努めていきたいと思っている」旨の発

言があった。

- (3) 議題3：情報連携の対象となる独自利用事務の事例等の追加について  
事務局から、資料に基づき説明を行った。

中村委員から「独自利用事務の情報連携は、国民の利便性と地方公共団体の事務の効率性を同時に向上させるという、大変有益な機能を持つ制度である。当委員会は、地方公共団体からの要望に応え、この制度の活用促進に資するべく、令和2年に、一定の場合に準ずる法定事務以外の法定事務において情報連携に用いることが可能な特定個人情報を追加できるよう、規則改正を行った。当委員会では、地方公共団体の要望を定期的に受け付け、必要に応じて、情報連携が可能な独自利用事務の事例等を追加している。今般も、本年2月に実施した要望照会に基づき、情報連携が可能な独自利用事務の事例等の追加が行われることは、令和2年の規則改正の狙い通りに、制度の活用が進んでいることの現れと評価したい。独自利用事務の情報連携は、既に述べた通り、国民にも地方公共団体にもメリットの多い制度だが、公的給付の支給に関係するものは、支給等の迅速かつ確実な実施に資する有用性の高いものと考えられる。今後も、制度を周知することで、独自利用事務の情報連携が一層活用されることを期待する」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

- (4) 議題4：一般送配電事業者及び関係小売電気事業者による新電力顧客個人データの漏えい等事案に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

浅井委員から「多くの大手電気事業者において、個人情報の不適切な取扱いがあった本件は、これら電力業界の個人情報保護関連法令遵守意識の低さの表れといえる。個人情報保護法上も、関係法令の規律及び趣旨に沿った個人情報の取扱いが求められるのであり、本件は看過できない事案である。また、同時期に、電気事業者が関係する事案として、資源エネルギー庁が管理する再エネ業務管理システムの不正閲覧事案が発生したことも業界全体として重く受け止めていただきたいと考える。電力事業は、全ての国民の生活に直結する社会インフラであり、対象の事業者におかれては、多くの国民の個人情報を取り扱う事業であるという責任の重さを改めて意識し、個人情報の取扱いについて全社的な点検を行い、確実な再発防止に努めてほしい」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配布の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を準備が整い次第公表し、それ以

外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

- (5) 議題5：資源エネルギー庁が保有する「再エネ業務管理システム」内の保有個人情報の漏えい等事案に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

加藤委員から「本事案は、小売電気事業者が、一般送配電事業者に付与された再エネ業務管理システムアカウントのID及びパスワードを利用し、同システム内の保有個人情報を閲覧した漏えい事案であるが、一般送配電事業者において、ID及びパスワードを適切に管理していなかったことに加え、大量の認定事業者の保有個人情報が保存されている同システム内を管理する資源エネルギー庁において、行政機関等に求められる安全管理措置に不備があったことも認められたものである。ID及びパスワードを付与される立場の一般送配電事業者は無論のこと、同システムを管理する立場の資源エネルギー庁においても、大量の認定事業者の保有個人情報が利用可能となることを改めて認識し、必要かつ適切な安全管理措置を行う必要がある」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配布の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を準備が整い次第公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

以上